個人住民税は原則すべて特別徴収(給与からの天引き)です



人住民税の特別徴収(給与からの天引き)とは?



事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税 義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市・町民 税と県民税)を天引きして、市町へ納入していただく制度で、法律で義務 づけられています(地方税法第321条の4及び各市町条例)。



事業主の方は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべて **の従業員について、個人住民税を特別徴収**していただく必要があります。 (従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。) 特別徴収は 法律上の 義務です。

すでに給与から特別徴収されている場合は、これまでの取り扱いから変更はありません。

特別徴収による納税手続きの流れ



廿日市市

安芸高田市

課税課

税務課

特別徴収税額決定通知書の 4 配付(納税義務者用) (5月31日まで)





5 住民税を給与から天引き (6月分から翌年5月分まで)



事業主 (特別徴収義務者)

1 給与支払報告書の提出 (1月31日まで)

- 2 税額の計算
- 3 特別徴収税額決定通知書の 送付(特別徴収義務者の指定) (5 月 31 日まで)
- 6 住民税を納入 (翌月 10 日まで)



特別徴収に関する広島県内市町の問い合わせ先

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
広島市	市民税課	082-504-2089	江田島市	税務課	0823-43-1636
呉市	市民税課	0823-25-3196	府中町	税務課	082-286-3143
竹原市	税務課	0846-22-7732	海田町	税務課	082-823-9204
三原市	市民税課	0848-67-6031	熊野町	税務住民課	082-820-5603
尾道市	市民税課	0848-38-9152	坂町	税務住民課	082-820-1503
福山市	市民税課	084-928-1021	安芸太田町	税務課	0826-28-2114
府中市	税務課	0847-43-7121	北広島町	税務課	050-5812-1852
三次市	課税課	0824-62-6122	大崎上島町	税務課	0846-65-3114
庄原市	税務課	0824-73-1146	世羅町	税務課	0847-22-5300
大竹市	市民税務課	0827-59-2128	神石高原町	住民課	0847-89-3334
東広島市	市民税課	082-420-0910		as transferred as the discour	EVORGE

0829-30-9113

0826-42-5614

制度の内容や手続きなどの詳細は

広島県 個人住民税特別徴収 検索

